

危険ドラッグに手を出すな！！

ーたった一回の使用でも、その後の長い人生が台無しにー

京都府内で、危険ドラッグの使用による健康被害や交通事故が発生しています。

危険ドラッグには、ゼツタイに手を出さないでください。

危険ドラッグの恐ろしさ

危険ドラッグは、「合法ドラッグ」や「脱法ハーブ」等と称して販売されていますが、大麻や覚醒剤などの規制薬物より危険な物質が含まれている場合も多く、突然、自分の理性がコントロールできなくなることから、他人を巻き込む交通事故や殺傷事件が発生しています。

また、たった1回の使用でも、死に至ることがあります。



ハーブ



リキッド



パウダー

出典：厚生労働省

法律で罰せられます

平成26年4月1日から、新たに、薬事法指定薬物（危険ドラッグ）の所持、使用、購入、譲り受けが禁止されています。

違反した場合、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、又はこれらが併科されます。

きょうと薬物乱用防止行動府民会議

京都府・京都市・京都府警察本部・京都府薬物乱用防止指導員協議会 ほか

TEL 075-414-4790 FAX 075-414-4792

薬物乱用防止に関する情報はコチラから

きょうと薬物乱用防止情報センター

検索

クリック